

後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

1 資格確認書等の一斉更新に関するお知らせ

現在お使いいただいている「後期高齢者医療資格確認書」の有効期限は7月31日までとなっています。

現在は被保険者全員に資格確認書を交付しておりますが、令和8年8月の一斉更新以降は、次の表のとおり、資格情報のお知らせまたは資格確認書(緑色)を7月中旬に郵送します。

85歳以上	資格確認書を交付		
84歳以下	マイナ保険証登録なし	資格確認書を交付	
	マイナ保険証登録あり	直近1年間でマイナ保険証の利用が6回以上かつ直近3か月以内に利用実績あり	資格情報のお知らせ
		上記以外	資格確認書を交付

現在お持ちの資格確認書(薄紫色)は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。(返却は不要です)

※資格確認書は簡易書留郵便でお届けします。簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などご不在の場合には、資格確認書が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所・健康増進課窓口または郵送で送付先変更の手続きをしてください。

※資格情報のお知らせは普通郵便でお届けします。

◆点字シールを貼った資格確認書を希望の人へ
新しい資格確認書または資格情報のお知らせに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」、封筒に「資格確認書在中」または「資格情報のお知らせ在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の人は、健康増進課医療保険班へ6月19日(金)までにご連絡ください。

2 保険料について

保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります。

◆保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和7年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

また、令和8年度からは医療分の保険料と合わせて「子ども・子育て支援納付金分」を含めて賦課されます。

1年間の保険料 (上段:医療分 下段:子ども分)

1年間の保険料
【限度額】 85万円
2万1千円

||

均等割額	所得割額
63,513円	(前年所得 - 43万円) × 11.36%
1,354円	(前年所得 - 43万円) × 0.24%

※所得の少ない人は、世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて保険料が軽減されます。

保険料の納め方

○特別徴収(年金からの天引き)

年金の受給額が年18万円以上の人で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない人が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年

金天引きとならない場合があります。

※年金天引きの開始時期は75歳の誕生日等(資格取得日)によって異なります。決定通知書で確認してください。

○普通徴収(納付書または口座振替での納付)

特別徴収に該当しない人は、納付書

または口座振替での納付となります。

お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払いの人で口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ通帳および通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いいたします。

すでに特別徴収(年金からの天引き)の人でも、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書(お客様控え)」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。(口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません)

また、過去に後期高齢者医療保険の口座振替を登録している場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820(73) 5502